# 貸切バス運送事業者の法令違反に対する行政処分等状況(令和６年２月)

２月の処分等状況は次のとおりです。

北海道運輸局　自動車運送事業安全監理室

○ 事業用自動車使用停止処分等事業者一覧

| No. | 事業者名 | 事業者所在地 | 営業所名 | 営業所所在地 | 処分年月日 | 処分の内容 | 主な違反の条項 | 監査実施の端緒及び違反行為の概要 | 当該違反点数 | 北海道運輸局累積違反点数 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 1 | 富士交通株式会社（法人番号９４３０００１０４３９１３）　代表者小清水行彦 | 北海道恵庭市住吉町２丁目１番３号 | 富士交通営業所 | 北海道恵庭市住吉町２丁目１番３号 | R6.02.28 | 処分日車数３０日車のため、一般貸切旅客自動車運送事業者に対する行政処分等の基準３．（６）により文書警告 | 旅客自動車運送事業運輸規則第２６条第１項 | 令和５年１２月５日、その他事故、法令違反、事件、苦情等の状況を端緒として監査を実施。１件の違反が認められた。（１）運行記録計による記録義務違反（旅客自動車運送事業運輸規則第２６条第１項） | ３ | ９ |
| | 以下余白 | | | | | | | | | |